解散公告

当社は、平成二十九年八月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十二日

沖縄県浦添市仲西二丁目三番九号一Ｆ

沖縄株式会社

代表清算人　鈴木　琢朗

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十二日

沖縄県南城市大里字大城道堂原六三九番

農業生産法人有限会社エコファーム沖縄

代表清算人　渡久地洋子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年九月三十日開催の社員総会の決議並びに岐阜県知事の認可により平成二十九年十一月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十二日

岐阜県揖斐郡池田町池野一八六番地の一

医療法人椎の木歯科医院

清算人　久保田一史

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月二十五日開催の社員総会の決議により、平成二十五年十一月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十二日

大分県大分市府内町三丁目五番七号

社団法人大分県漁協組織強化推進協議会

代表清算人　山本　勇

解散公告（第二回）

当労働組合は、平成二十九年十月十日開催の解散大会の決議により、平成二十九年九月三十日をもって解散したので、当労働組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十二日

茨城県日立市幸町三丁目一番一号

日立製作所労働組合火力システム支部

清算人　服部　明

解散公告（第二回）

当組合は平成二十九年十一月十五日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十二日

東京都調布市小島町一丁目三六番地一六

調布駅北第１Ａ地区市街地再開発組合

代表清算人　川口　恭男

解散公告（第二回）

当土地改良区は、昭和五十七年二月十八日沖縄県知事の命令により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十二日

沖縄県島尻郡伊是名村字諸見四九四七番地

清算法人諸見土地改良区

清算人　名嘉　正幸

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議及び兵庫県知事の認可により平成二十九年十一月二十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十二日

神戸市須磨区中落合二丁目二番五号

医療法人社団飛翔会

清算人　飛田　洋次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区月寒東二条六丁目三番、最後の住所札幌市豊平区月寒中央通五丁目二番二〇―八〇四号

被相続人　亡　髙橋　只明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十二日

札幌市中央区南二条西一〇丁目一番地四第２サントービル四階藤田・荒木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岸　巧

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須烏山市大金二七三番地、最後の住所栃木県那須烏山市大金二七二番地の一

被相続人　亡　雫　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十二日

栃木県宇都宮市西一の沢町一番五号　弁護士法人新江進法律事務所

相続財産管理人　弁護士　新江　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前二丁目二番地、最後の住所埼玉県さいたま市中央区上落合三丁目一〇番一―一〇三号

被相続人　亡　佐々木英行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一―一〇―一六　シーノ大宮ノースウィング一四階Ｂ

相続財産管理人　石川　和子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市通町二〇番地一、最後の住所埼玉県川越市通町二〇番地一（モアステージ川越五〇九号室）

被相続人　亡　髙橋　昌輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県所沢市小手指町一―一八―四パークサイド小手指Ｂ三〇三

相続財産管理人　近藤　宏一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市大手町一〇〇二番地、最後の住所千葉県柏市北柏二丁目六番地の二

被相続人　亡　小林　やす

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十二日

事務所千葉県松戸市本町一八番地四ＮＢＦ松戸ビル五階ときわ綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白石　知江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡長南町給田五九八番地、最後の住所千葉県長生郡長南町給田五九八番地

被相続人　亡　岩崎まさ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十二日

事務所千葉県長生郡一宮町一宮二八二一番地一　片岡ビル　いちのみや法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　一彦

第46期決算公告

平成29年11月30日

東京都中央区京橋一丁目11番２号

株式会社ザ・クロックハウス

代表取締役社長　大野禄太郎

貸借対照表の要旨　（平成29年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,265,008	流動負債	2,202,539
固定資産	2,202,223	固定負債	3,605,928
		株主資本	662,746
		資本金	235,000
		資本剰余金	121,000
		資本準備金	121,000
		利益剰余金	306,746
		その他利益剰余金	306,746
		（うち当期純損失）	(59,961)
		評価・換算差額等	△3,982
		その他有価証券評価差額金	△3,982
資産合計	6,467,231	負債・純資産合計	6,467,231